

取消処分者講習の実施に関する規程

平成 10 年 9 月 25 日
福井県公安委員会規程第 7 号

改正

平成 12 年 7 月 26 日公委会規程第 8 号 平成 19 年 5 月 28 日公委会規程第 7 号 平成 24 年 3 月 16 日公委会規程第 5 号
平成 25 年 3 月 29 日公委会規程第 5 号 平成 26 年 5 月 26 日公委会規程第 10 号 平成 29 年 3 月 3 日公委会規程第 9 号
令和 4 年 3 月 17 日公委会規程第 4 号 令和 5 年 2 月 10 日公委会規程第 1 号 令和 5 年 6 月 29 日公委会規程第 14 号
令和 7 年 3 月 24 日公委会規程第 4 号

取消処分者講習の実施に関する規程を次のように定める。

取消処分者講習の実施に関する規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 講習の実施（第 7 条—第 16 条）

第 3 章 雑則（第 17 条・第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、
道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）及
び福井県道路交通法施行細則（昭和 43 年福井県公安委員会規則第 1 号。以下「県細
則」という。）に基づく取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施について、
必要な事項を定める。

（講習実施基準）

第 2 条 講習は、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第 1 及び別
表第 2）に基づき実施する。ただし、第 3 条ただし書きに該当する者は、飲酒取消処
分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第 1 の 2 及び別表第 2 の 2）に
基づき実施する。

2 運転技能診断は、四輪車のコース設定の基準と診断の着目点（別表第 3）及び二輪車
技能診断課題設定の基準（別表第 4）に基づき実施する。

（講習対象者）

第 3 条 講習は、法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する者（以下「取消処分者等及び
準取消処分者等」という。）を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、次のい
ずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運
転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条から第 4 条までの罪でアルコールの影響による
もの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者
- (2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

(講習場所)

第4条 講習は、福井県警察本部交通部運転免許課（以下「免許課」という。）及び周辺道路において行う。

(講習実施責任者)

第5条 講習実施責任者は、運転免許課長（以下「免許課長」という。）をもって充てる。

2 免許課長は、講習に関する事務を適正に行うとともに、講習に係る施設について管理し、職員を指導教養して講習が効果的かつ適正に行われるように努める。

3 免許課長は、降雪等の天候、その他の事由により、講習科目の実施が困難な場合には、講習科目を適宜変更することができる。

4 免許課長は、運転技能診断を行わせるに当たっては、特に交通事故等の未然防止に努めなければならない。

(運転適性指導員の選任)

第6条 講習を担当する運転適性指導員は、免許課長が所属職員のうちから次の各号に掲げる要件に該当する適任者を選任する。

(1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

(2) 講習に使用できる自動車等を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けていること。

(3) 運転適性検査等の実務経験が豊富な者であること。

(4) 人格、識見ともに優れている者であること。

(5) 飲酒取消講習以外の講習を実施する場合において、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細則（別表第1及び別表第2）に定める、ディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けていること。

(6) 飲酒取消講習を実施する場合において、飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第1の2及び別表第2の2）に定めるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

第2章 講習の実施

(講習区分)

第7条 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車及び二輪車の学級編成を行い、講習の区分は、原則として、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じて行うが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

2 1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。この場合において、1グループにつき運転適性指導員等1人を配置するとともに、1学級につき補助者を1人充てることを原則とする。

(講習指導案)

第8条 免許課長は、第2条に定める取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目に基づき、講習指導案を作成し、講習を実施する。

(講習用教材)

第9条 警察本部長は、次の各号に定めるところにより施行規則第38条第2項第3号に規定する教材を積極的に活用し講習効果を高めるよう努める。

(1) 教本及び視聴覚教材は、次のものを使用すること。

ア 講習で使用する教本は別紙の内容について正確にまとめられたものを使用すること。この場合において、本県の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を効果的に使用するとともに、ディスカッション指導において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる運転適性検査用紙を必要数備えること。

イ 飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備すること。

(2) コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び一般原動機付自転車を必要数備えること。この場合において、普通自動車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車は、次に掲げるものであること。

ア 普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式の普通乗用自動車に補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

イ 普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のものとする。

ウ 一般原動機付自転車については、原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等の適正なものを整備し、運転シミュレーターの操作により行う検査に基づく指導（以下「シミュレーターの操作による指導」という。）が実施できるよう四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数備えること。ただし、一般原動機付自転車用については、当分の間、自動二輪車用で代替することができる。

(4) 運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転技能において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数備え付けること。

(5) 実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めること。

ア ブレーキ操作力表示装置

イ 無線信号灯

ウ 残跡装置

エ 上記装置に必要な付属品

(運転適性指導)

第10条 自動車等の運転について必要な適性に関する調査は、筆記による検査、口答による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査を、次の各号に定めるところにより実施する。

(1) 筆記による検査は、「科警研編73C」又はこれと同等以上のものを使用して実施

し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。この場合において、運転適性診断資料は、カウンセリング等で使用した後は本人に交付すること。ただし、1部は複写し保管すること。

- (2) 器材使用による指導は、受講者全員について実施し、検査結果を記載した診断票を使用して実施し、これに基づいて安全運転の心構えを指導する。
- (3) 実車による指導及びシミュレーターの操作による指導は、次に定めるところによる。
 - ア 実車による指導場所の設定については、四輪車学級では、四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第3）、二輪車学級においては、二輪車技能診断課題設定の基準（別表第4）に基づき設定すること。

なお、四輪車学級においては、現に仮免許を保有する受講者に対しては路上コースで、非保有者に対しては、場内コースで技能診断を行うこと。この場合において、路上コースで技能診断を行うに際しては、法第87条第3項に規定する仮免許練習中の標識のほかに、四輪車の路上講習標識表示基準（別表第5）に定める「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

イ 受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車をを使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には次の措置を執ることができる。

- (ア) 大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用する。
- (イ) 中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車を使用する。
- (ウ) 準中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用する。
- (エ) 大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用する。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知しておくこと。

ウ 運転技能診断には、運転技能診断票（様式第1号）を使用する。

エ シミュレーターの操作による指導は、次に定めるところにより行う。

- (ア) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険な場面等について擬似体験させて、運転の危険性を調査して診断するため、受講者の全員にシミュレーターの操作による指導を行うこと。
- (イ) 使用する運転シミュレーターは、受講者が得ようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を取得しようとする者に対しては、一般原動機付自転車用運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車で代替することができる。

（講習日の予約及び指定）

第11条 講習は、予約制により行う。

- 2 免許課長は、取消処分者から受講日の予約申込み（以下「予約申込み」という。）を受けた場合は、受講日を指定する。
- 3 受講日の予約受理は、免許課及び警察署において行う。
- 4 免許課長及び警察署長（以下「署長」という。）は、予約申込みを受けたときは、次

の各号により当該取消処分者の処分事実を確認し、取消処分者講習受講予約申込書（様式第2号）の提出を求め、これを受理する。

- (1) 免許課においては、運転者管理システムによる照会を行うこと。
 - (2) 警察署においては、免許課に対し照会を行うこと。
- 5 免許課長及び署長は、予約申込みの受理をしたときは、次の各号により取消処分者講習指定書（様式第3号）を講習の予約申込者（以下「予約申込者」という。）に交付する。
- (1) 免許課においては2部作成し、1部を予約申込者に交付すること。
 - (2) 警察署においては、免許課長から受講者の指定を受けて3部作成し、1部を予約申込者に交付し、1部を免許課に送付すること。
 - (3) 受講者の指定に当たっては、受講希望日を厳選させ、みだりに指定日を変更することのないようにすること。
 - (4) 予約申込者に対しては、受講内容、受講手数料、服装、携行品等について教示すること。
- 6 免許課長及び署長は、予約申込者から受講日の変更届出があった場合、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、前項に準じて受講日の再指定をすることができる。
- 7 免許課長は、特別の事情があると認められるときは、電話による受講日の予約申込みを受理し、第4項及び第5項の規定に準じて受講日を指定することができる。
- 8 免許課長は、特別の事情があると認められるときは、第5項に規定する「取消処分者講習指定書」により指定した日以外の日を指定することができる。
- 9 免許課長は、第4項に規定する「取消処分者講習受講予約申込書」に基づき、受講予約者名簿（様式第4号）を作成しなければならない。

（受講申請の受理）

第12条 受講申請の受理は、免許課において行う。

- 2 免許課長は、予約申込者から県細則第33条の2第1項に規定する「取消処分者講習受講申請書」（以下「申請書」という。）を受理する。
- 3 免許課長は、前項の受理に当たり、取消処分者講習受講申請者（以下「申請者」という。）から申請前6月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）2枚の提出を求める。

（受講者の確認）

第13条 運転適性指導員は、受講予約者名簿により申請者の出席者の状況を確認し、欠講者のあるときは、その旨を受講予約者名簿に付記しなければならない。

- 2 運転適性指導員は、申請書及び前条第3項に規定する写真に基づき、受講者が申請者本人であることを確認しなければならない。

（取消処分者講習終了証明書の交付）

第14条 免許課長は、講習を終了した者に対し、県細則第33条の2第4項に規定する「取消処分者講習終了証明書」を2部作成の上、1部を受講者に交付し、1部は取消処分者講習終了証明書台帳として保管する。

（取消処分者講習終了証明書の再交付）

第15条 取消処分者講習終了証明書の遺失等による再交付は、免許課において行う。

2 再交付の申請は、県細則第33条の2第5項に規定する「取消処分者講習終了証明書の再交付申請書」の提出を求めてこれを受理する。

3 再交付は、前条の取消処分者講習終了証明書台帳と照合確認の上、取消処分者講習終了証明書を複製して交付する。

4 他の公安委員会で講習を受講した者から再交付申請があったときは、当該公安委員会に対する申請書として受理する。

(結果報告)

第16条 運転適性指導員は、講習の実施結果を取消処分者講習受講申請書綴（様式第5号）、取消処分者講習受講者名簿（様式第6号）及び取消処分者講習実施結果報告書（様式第7号）により、公安委員会に報告しなければならない。

第3章 雑則

(簿冊の備付け)

第17条 課長は、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、それぞれの各号に定める期間これを会計年度により保存し、講習事務の実施状況を明らかにする。

- (1) 取消処分者講習指定書綴・・・・・・・・・・当年
- (2) 取消処分者講習受講申請書綴・・・・・・・・・・5年
- (3) 取消処分者講習受講者名簿・・・・・・・・・・5年
- (4) 取消処分者講習実施結果報告書綴・・・・・・・・・・3年
- (5) 取消処分者講習終了証明書台帳・・・・・・・・・・5年
- (6) その他の関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・1年

(服装等)

第18条 運転適性指導員の服装は、活動に便利なもので、かつ、運転適性指導員としてふさわしいものとする。

附 則（平成10年9月25日福井県公安委員会規程第7号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年7月26日福井県公安委員会規程第8号）

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成19年5月28日福井県公安委員会規程第7号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成24年3月16日福井県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日福井県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和4年3月17日福井県公安委員会規程第4号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日福井県公安委員会規程第1号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日福井県公安委員会規程第14号）
この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日福井県公安委員会規程第4号）
この規程は、令和7年3月24日から施行する。

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故及び交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上及び民事上の責任について、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度を交えながら、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次のような行動をするかをその者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。この場合において、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 年代ごとの運転者の一般的特性

年代ごとの運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。この場合において、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応とげん惑）について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。この場合において、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及

すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性及び歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性及び高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車及び自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法及び自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習等）について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々交通情勢を踏まえて自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表第1 (第2条関係)

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視覚教材	補助者1人 「運転適性検査による安全運転のポイント」等を活用する。
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのコツを助言する。	60分	個別的指導			
	運転技能の診断	(1) 診断の狙いと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	普通乗用自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車等によって行う。 仮免許を有する者…道路 仮免許を有しない者…コース 受講者全員に対し補助者1人 「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転(行動)に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
第2日	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	1人	視覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じ3人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際にアンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		受講者全員に対し補助者1人 「道路又はコース訓練の要領」等を活用する。

	安全運転実行のための指導・助言	<p>(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>運転適性・技能診断書を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>	90分	個別的指導			「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	講習から得られるものは何か	<p>何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第1の2（第2条関係）

飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー (アルコール検知器) 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表示される可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断の狙いと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車等によって行う。 仮免許を有する者…道路 仮免許を有しない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)	アルコールスクリーニングテストを行わせる。	アルコールスクリーニングテストを行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテストの結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行為の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じ3人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。	車の動きが第1日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	

	(3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	なお、この際にアンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。					
安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認。	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識を持たせるよう指導する。	50分	討論形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の概略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわらず、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気づき、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト (AUDIT) とは、WHO (世界保健機関) が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第2 (第2条関係)

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断書を作成する。
	運転技能の診断(1-1)	(1) 診断の狙いと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動車 二輪車 普通自動車 二輪車 一般原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は、定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周はごく低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した技能診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視覚教材	補助者1人 「運転適性検査による安全運転のポイント」等を活用する。
	運転技能の診断(1-2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所・短所の説明 (3) 運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動車 二輪車 普通自動車 二輪車 一般原動機付自転車	補助者1人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。 「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験を基に、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日の受講を考え、押し付ける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転(行動)に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人

第2日	運転技能の診断 (2)	<p>課題実施前の助言は次のとおりである。</p> <p>(1) できるだけ広い範囲を見ること。</p> <p>(2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。</p> <p>(3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。</p> <p>(4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。</p>	<p>初めに、運転技能の診断(1-1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日の技能診断による指導が生かされているかを確認する。車の動きが第1日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう1度走らせる。</p> <p>そして、運転技能の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。</p> <p>なお、この際にアンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。</p>	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動車 普通自動車 一般原動機付自転車	補助者1人 「場内訓練の要領」等を活用する。 実施方法は、運転技能の診断1-1に同じ。
	危険予測運転の解説	<p>運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。</p>	<p>画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事象の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。</p>	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	安全運転実行のための指導・助言	<p>(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。</p> <p>(2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。</p> <p>(3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>運転適性・技能診断書を見せながら指導する。</p> <p>自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。</p> <p>事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。</p>	90分	個別的指導			「性格適性に応じた技能教育指導要領」等を活用する。
	講習から得られるものは何か	<p>何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るものを、講習に対する印象の把握を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわらず、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。</p> <p>受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第2の2（第2条関係）

飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー (アルコール検知器) 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1)	(1) 診断の狙いと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動車 二輪車 普通自動車 一般原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。担当者の診断方法は定式式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周はごく低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験を基に、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日の受講を考え、押し付ける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)	アルコールスクリーニングテストを行わせる。	アルコールスクリーニングテストを行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテストの結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行為の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
第2日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	

運転技能の診断 (2)	課題実施前の助言は、次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること。	初めに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日の技能診断による指導が生かされているかを確認する。車の動きが第1日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう1度走らせる。 そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	大型自動車 二輪車 普通自動車 二輪車 一般原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断(1)に同じ。
安全運転実行のための指導・助言	(1) 運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識を持たせるよう指導する。	50分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大概を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付く、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

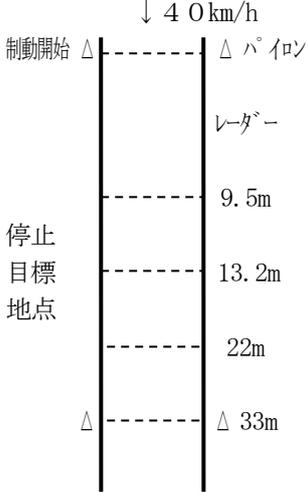
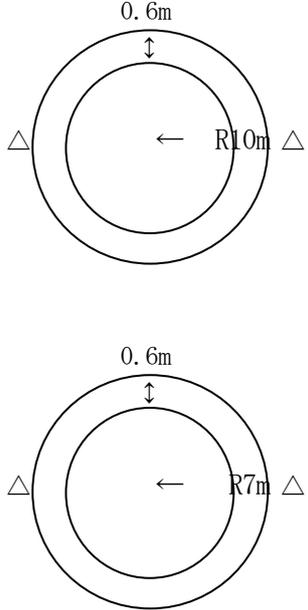
3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第3 (第2条関係)

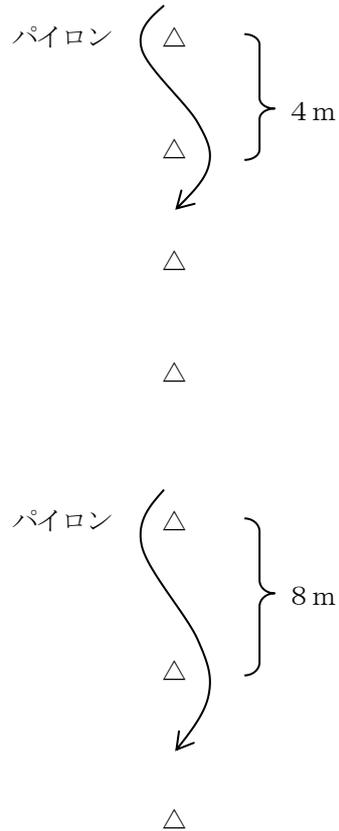
四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
<p>1 道路 (所要時間 15～20分) (走行距離 4～5km)</p>	<p>普通免許の技能試験コースに準じたものとし、</p> <p>(1) 広路 (往復2車線の内側) 交通量の少ない所を1か所入れた方がよい。</p> <p>(2) 狭路 商店街 (ない場合は、細街路) 住宅街</p> <p>(3) 歩車道の区分の有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>飛び出しに対する警戒の仕方</p> <p>歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース (所要時間 10～15分) (走行距離 2～3km)</p>	<p>(1) 外周、外回り</p> <p>(2) 外周、内回り</p> <p>(3) クランクS字</p> <p>(4) 見通しの悪い直線、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき</p> <p>減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導の狙い
1 慣熟走行		<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の技能レベルと問題走行を見極める。
2 目標制動		<ul style="list-style-type: none"> ○ 理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。 ○ バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。
3 コーナリング		<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持の難しさを認識させる。 ○ 曲率と自分の限界速度を自覚させる。

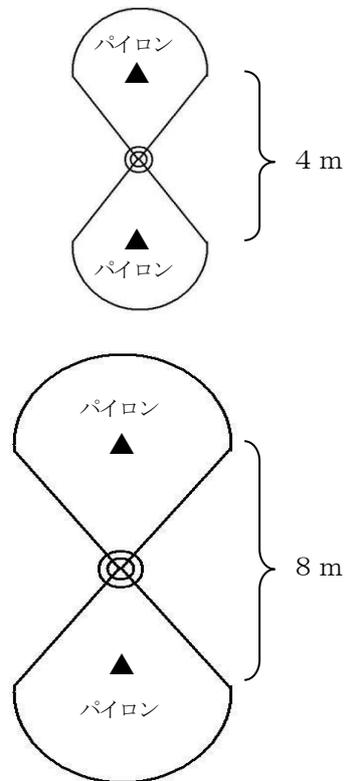
4 スラローム



- ① パイロン間隔は、4mと8mの2種類とし、4mから始める。
- ② 走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。
- ③ 他の受講者に通過時間を計測させる。

- パイロンの短いコースでは、車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。
- わずかな速度超過、操作遅れでパイロンをクリアできないことを認識させる。

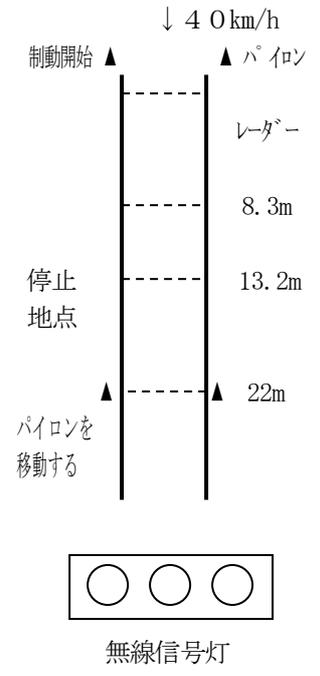
5 8の字巡回



- ① パイロン間隔4mでは単独走行させ、順次巡回半径を短くさせる。
- ② パイロン間隔8mでは2台同時に走行させ、4周した後離脱し、次の受講者を進入させる。

- 低速度でのコース取りの難しさを認識させる。

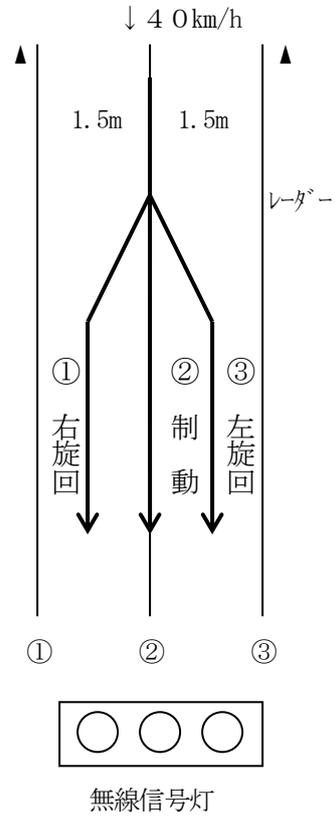
6 緊急制動



- ① 40km/h～50km/hで行う。ただし、原付は30km/h～40km/hとする。
- ② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。
- ③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。
- ④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。
- ⑤ 1人乗り制動が終った時点で2人乗り制動を行う。

- 制動の限界を認識させる。
- 2人乗りブレーキの特性を理解させる。

7 緊急回避



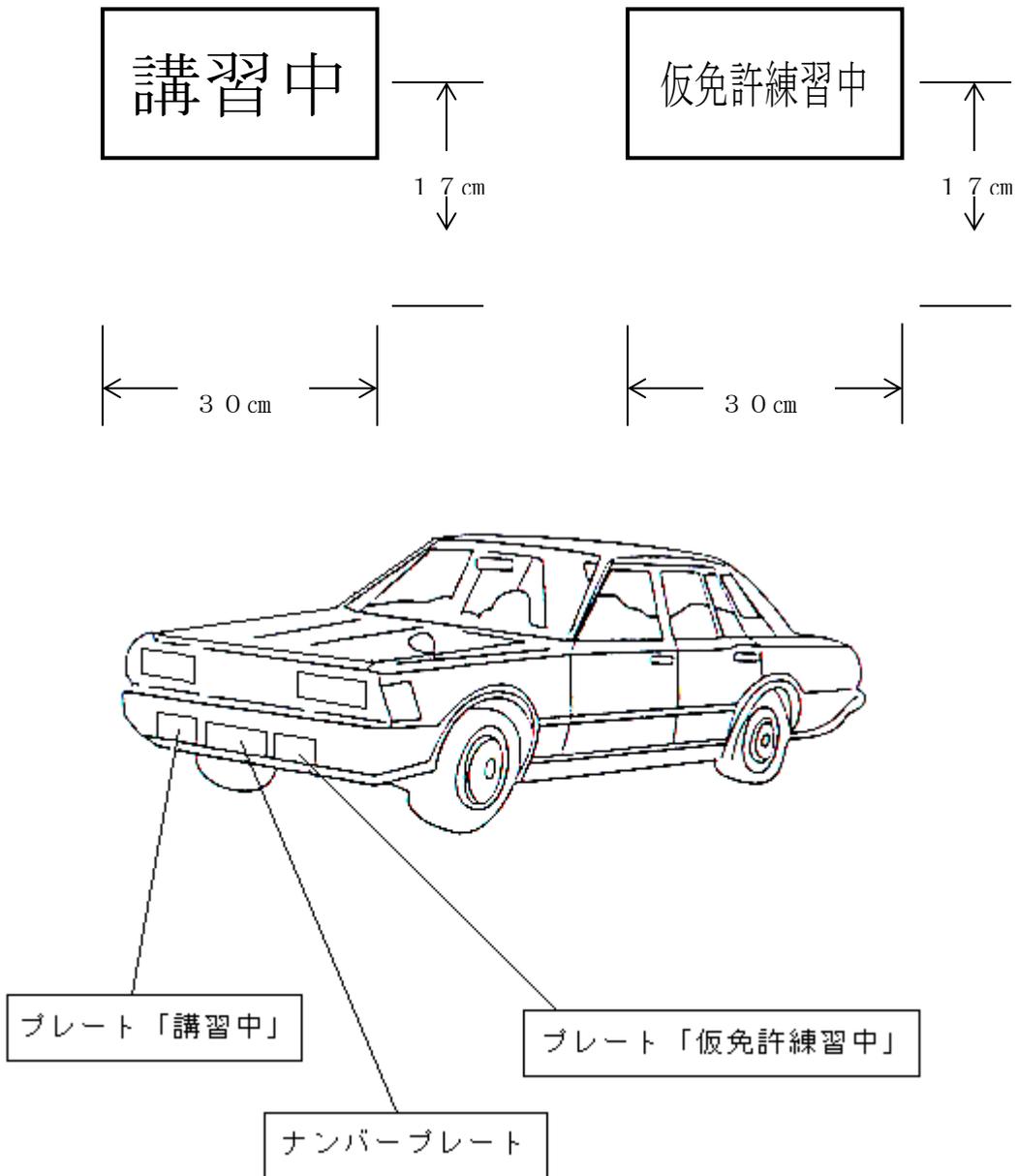
- ① 指示速度を必ず守らせる。
- ② 先ず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。
- ③ 3種類の合図を定めて、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。
- ④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。

- 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。

別表第5（第10条関係）

四輪車の路上講習標識表示基準

- 1 標識『講習中』及び『仮免許練習中』の取付位置は登録番号標の両側に配し、かつ、自動車の前部及び後部に取り付けて標示すること。
- 2 標識プレートの素材は、白色アルミ製とし、黒字で所定文字を標示すること。
- 3 取付方法は、バンパーに特製の取付金具で固定すること。
- 4 標識規格



様式省略